様式第９号（第６条関係）

（表面）

|  |
| --- |
| 第　　　号身　分　証　明　書　　　所　　　属　　　職　　　名　　　氏　　　名　上記の者は、鳥取県屋外広告物条例第９条の３第１項の規定に基づき立入検査を行う職員であることを証明する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八頭町長　　　　　　　　　印 |

（裏面）

|  |
| --- |
| 鳥取県屋外広告物条例（抜すい）（立入検査等）第９条の３　知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。２　前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。第２０条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。(１)　第９条の３第１項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者(２)　略 |